

福生都市計画道路の変更（東京都決定）

福生都市計画道路中、3・4・2号志茂中央線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・2	志茂中央線	福生市 大字福生字志茂	福生市 大字熊川字下河原	福生市 志茂	約1,260m			16m		
	車線の内訳										
	構造形式の内訳		福生市 志茂	福生市 志茂		約300m	地表式		20.5m	東日本旅客鉄道青梅線と立体交差	
	その他										

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由：橋詰の一部の必要性が低いことが確認されたため、一部区域を変更する。

福生都市計画道路3・4・2号志茂中央線の終点位置と秋多都市計画道路3・3・4号森山平沢線の起点位置の整合を図るため、終点位置及び延長を変更する。

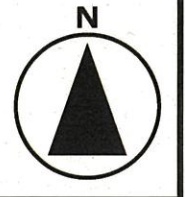
変更概要

名称	変更概要
3・4・2号 志茂中央線	<ol style="list-style-type: none"> 1 一部区域の変更 福生市北田園一丁目及び福生市北田園二丁目各地内 2 終点位置の変更 福生市北田園一丁目→福生市大字熊川字下河原 3 延長の変更 約1,180m→約1,260m

福生都市計画道路3・4・2号志茂中央線 総括図

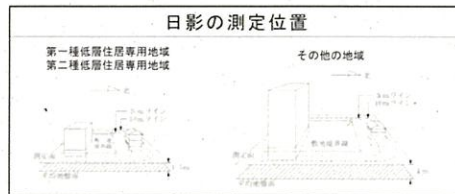
〔東京都決定〕

縮尺 一万分の一



表示		用途地域		容積率 (%)	建ぺい率 (%)	防火・準防火地域	高度地区	規制種別	東京都条例及び建築基準法による日影規制	測定水平面の高さ	注意事項
[一低]	第一種低層住居専用地域	50	30	指定なし	-	-	-	(-)	軒の高さが7mを超える建築物、または地上3階以上の建築物	1.5m	規制される日影時間は、冬至の日の午前8時から午後4時までの間で測定します。
		60	40								
		80	40								
[二中高]	第二種中高層住居専用地域	100	50	-	-	-	-	(-)	軒の高さが7mを超える建築物、または地上3階以上の建築物	4m	建物のある地域と、日影を落とす地域とが異なっている場合は、日影を落とす地域の規制が適用されます。
		150	50								
		200	60								
[準住]	準住居地域	100	40	-	-	-	-	(-)	軒の高さが7mを超える建築物、または地上3階以上の建築物	4m	建物のある地域と、日影を落とす地域とが異なっている場合は、日影を落とす地域の規制が適用されます。
		200	60								
		100	50								
[近商]	近隣商業地域	300	80	-	-	-	-	(-)	軒の高さが7mを超える建築物、または地上3階以上の建築物	4m	建物のある地域と、日影を落とす地域とが異なっている場合は、日影を落とす地域の規制が適用されます。
		300	80								
[準工]	準工業地域	200	60	-	-	-	-	(-)	軒の高さが7mを超える建築物、または地上3階以上の建築物	4m	建物のある地域と、日影を落とす地域とが異なっている場合は、日影を落とす地域の規制が適用されます。
		200	60								
		200	60								
[商業]	商業地域	400	80	-	-	-	-	-	軒の高さが7mを超える建築物、または地上3階以上の建築物	4m	建物のある地域と、日影を落とす地域とが異なっている場合は、日影を落とす地域の規制が適用されます。
		500	80								

その他の都市計画施設	
[1] 生産緑地地区	[] ゴミ処理場
[] 地区計画の区域	[] 埋地地区
[] 公園	[] 都市計画道路 起点・終点
[] 緑地	[] 地区整備計画の区域

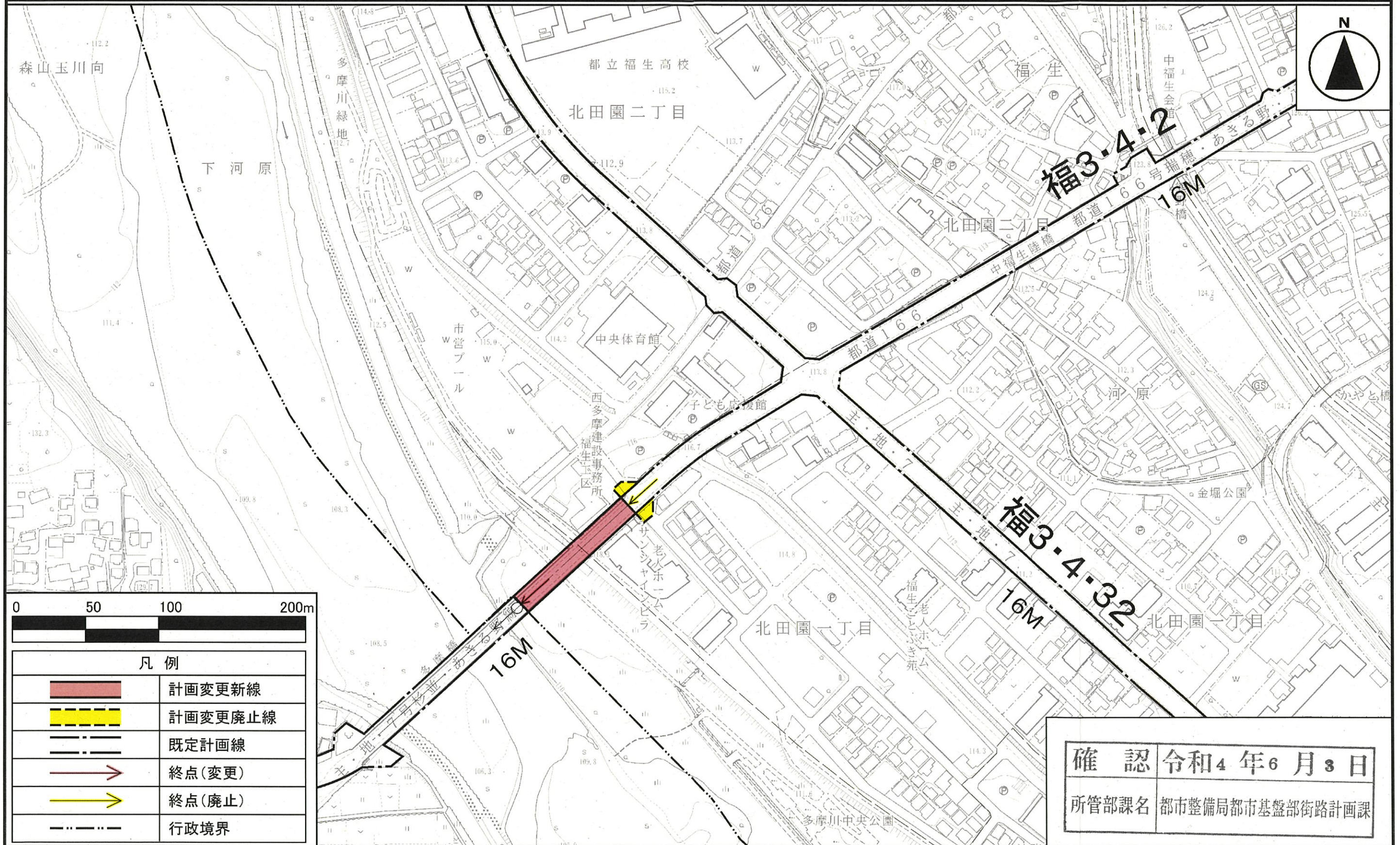


福生都市計画道路3・4・2号志茂中央線
変更区間

福生都市計画道路3・4・2号志茂中央線 計画図

[東京都決定]

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第211号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)3都市基街都第26号,令和3年4月27日
 この図面は、平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。